新築住宅特例三年延長

固定資産税 市条例改正

坪数も20坪に拡大

新築した専用住宅について、十五坪未満の家屋の、最初の三年間に限り、税額の軽減する条例の適用限度が、本年度で終了することになっていたが、今回十月臨時市議会において、条例改正で昭和三十三年一月一日まで延長し、これに伴い、昭和三十年六月三十日以前に建築された家屋については、住宅の建築を促進する目的で行われるものであるが、この改正は、昭和二十七年一月一日以降同三十年一月一日までに建築した床面積十五坪未満の家屋と、昭和三十年一月二日以降、同三十三年一月一日までに建築した床面積二十坪未満の家屋で、建築の日から引続いて、もっぱら居住の目的で使用するものに、申請のあったものは最初の三年間、固定資産税の半額が軽減されることとなった。

なお、家屋を新築したときは家屋建築申告書を提出することになっている。

なお、家屋を新築したときは家屋建築申告書を提出することになっている。

申請は、一年年第一期の納期限（四月末日）前までに所定の用紙で税務課に